

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 岡山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
- 岡山県立学校の授業料及び受講料の減免に関する規則等の一部を改正する規則

（以上県例規集登載）

【告示】

- 令和五年度自衛官第三次募集（自衛官候補生）
- 令和五年度自衛官第三次募集（航空学生）
- 令和五年度自衛官第三次募集（一般曹候補生）
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始

【公告】

- 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧
- 土地改良事業計画の変更認可申請の縦覧
- 公共測量の実施
- 公共測量の終了
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

水産課

教育委員会

危機管理課

〃

〃

道路整備課

〃

経営支援課

耕地課

監理課

〃

建築指導課

目次

担当課（室）

- 〃
- 一般競争入札の実施
- 物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格を得ようとする者の資格審査の実施
- 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格の審査の実施

【警察署長】

- 一般競争入札の実施

【正誤】

- 優良図書推奨の正誤

〃

〃

〃

〃

倉敷警察署

子ども家庭課

用度課

◎岡山県規則第五十九号

岡山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和五年六月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岡山県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年岡山県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第六十号

岡山県立学校の授業料及び受講料の減免に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県立学校の授業料及び受講料の減免に関する規則等の一部を改正する規則

(岡山県立学校の授業料及び受講料の減免に関する規則の一部改正)

第一条 岡山県立学校の授業料及び受講料の減免に関する規則(昭和五十一年岡山県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号及び第三項各号中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。

(岡山県立学校授業料徴収条例施行規則の一部改正)

第二条 岡山県立学校授業料徴収条例施行規則(平成二十二年岡山県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改め、同項第二号中「第十一条第三項」を「第十一条第八項」に改め、同条第三項第一号中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改め、同項第二号中「第十一条第三項」を「第十一条第八項」に改める。

(岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例施行規則の一部改正)

第三条 岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例施行規則(平成二十二年岡山県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三項中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第三百二十六号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の令和五年度募集の要領は、次のとおりである。

令和五年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分
自衛官候補生

二 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上三十三歳未満の者（三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在で三十三歳に達していない者に限る。）であつて、次のいずれにも該当しないものとする。

1 日本国籍を有しない者
2 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当する者

3 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

三 受付期間

令和五年六月十九日から同年七月三十一日まで

四 採用試験種目

筆記試験、口述試験、適性検査及び身体検査

なお、筆記試験及び適性検査は、WEB試験により実施する。

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

1 筆記試験及び適性検査（WEB試験）

令和五年八月二十日から同月三十一日までの間で、志願者本人が希望する日時

2 口述試験及び身体検査

令和五年八月二十六日

七 試験場

1 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

3 右記のほか設定する場合があります。

八 採用予定時期

1 令和六年三月下旬から同年四月上旬までの間

2 右記のほか設定する場合があります。

九 その他

1 現に高等学校又は中等教育学校に在学している者は、受験することができない。

2 その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部 ○八六―二二六―〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所 ○八六八―二二―五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所 ○八六―四二―七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所 ○八六六―二二―二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所 ○八六―二二四―二八二四

ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/okayama>

◎岡山県告示第三百二十七号

防衛省において採用する自衛官のうち航空学生のうち令和五年度募集の要領は、次のとおりである。

令和五年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

航空学生

二 応募資格

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しない日本国籍を有する者で、かつ、令和六年四月一日現在で、海上自衛隊は十八歳以上二十三歳未満の者（平成十三年四月二日から平成十八年四月一日までに出生した者）、航空自衛隊は十八歳以上二十一歳未満の者（平成十五年四月二日から平成十八年四月一日までに出生した者）であつて、次のいずれかに該当するものとする。

1 高等学校又は中等教育学校卒業者（令和六年三月に高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者を含む。）

2 1に掲げる者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者（令和六年三月三十一日までに、これに該当する見込みのある者を含む。）

3 高等専門学校第三学年次修了者（令和六年三月修了見込みの者を含む。）

三 受付期間

令和五年七月一日から同年九月七日まで

四 採用試験種目

1 第一次試験 筆記試験及び適性検査

2 第二次試験 航空身体検査、口述試験及び適性検査

3 第三次試験

(1) 海上自衛隊 航空身体検査（一部）

(2) 航空自衛隊 操縦適性検査及び医学適性検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

1 第一次試験 令和五年九月十八日

2 第二次試験 令和五年十月十四日から同月十九日までのうち指定する一日

3 第三次試験 令和五年十一月十七日から同年十二月十三日までのうち指定する一日

(1) 海上自衛隊 令和五年十一月十七日から同年十二月十三日までのうち指定する一日

(2) 航空自衛隊 令和五年十一月十一日から同年十二月十四日までのうち指定する一日

期間

七 試験場

1 第一次試験 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 第二次試験 採用試験期日及び試験場の詳細については、第一次試験の合格通知

で通知する。

3 第三次試験

(1) 海上自衛隊 自衛隊呉病院（広島県呉市）その他七箇所

(2) 航空自衛隊 静浜基地（静岡県焼津市）

防府北基地（山口県防府市）

八 採用予定時期

令和六年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

○八六―二二六―〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

○八六八―二二―五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

○八六―四二二―七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

○八六六―二二―二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

○八六―二二四―二八二四

ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/okayama>

◎岡山県告示第三百二十八号

防衛省において採用する自衛官のうち一般曹候補生の令和五年度募集の要領は、次のとおりである。

令和五年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

一般曹候補生

二 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上三十三歳未満の者（三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在で三十三歳に達していない者に限る。）であつて、次のいずれにも該当しないものとする。

1 日本国籍を有しない者

2 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当する者

3 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

三 受付期間

令和五年七月一日から同年九月五日まで

四 採用試験種目

1 第一次試験 筆記試験及び適性検査

2 第二次試験 口述試験及び身体検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

1 第一次試験 令和五年九月十六日及び同月十七日のうち指定する一日

2 第二次試験 令和五年十月十五日から同月十九日までのうち指定する一日

七 試験場

1 第一次試験 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

津山圏域雇用労働センター（津山市山下）

高梁総合文化会館（高梁市原田北町）

陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

岡山商工会議所（岡山市北区厚生町）

2 第二次試験

八 採用予定時期

令和六年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部 ○八六―二二六―〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所 ○八六八―二二―五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所 ○八六―四二二―七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所 ○八六六―二二―二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所 ○八六―二二四―二八二四

ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/okayama>

令和5年6月16日 岡山県公報 第12506号

◎岡山県告示第三百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 西大寺備前線
- 三 道路の区域

| 区 | 域 | 新旧別 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------------------|----------------------|-----|--------------|--------------|
| 瀬戸内市邑久町福元字前九六九番一地先から | 瀬戸内市邑久町福元字前九六九番一地先 | 新 | 八・五 一四・〇 | 五七・〇 |
| 瀬戸内市邑久町福元字前九七三番四地先まで | 瀬戸内市邑久町福元字前九七三番四地先まで | 旧 | 四・〇 七・〇 | 五七・〇 |

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 福谷小才線
- 三 道路の区域

| 区 | 域 | 新旧別 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|-----------------------|------------------------|-----|--------------|--------------|
| 瀬戸内市邑久町福谷字岡田五四九番三地先から | 瀬戸内市邑久町福谷字小円道四四八番二地先まで | 新 | 五・〇 三一・五 | 四二七・九 |

| |
|---|
| 瀬戸内市邑久町福谷字岡田五四九番三地 先から 瀬戸内市邑久町福谷字小円道四四八番二 地先まで |
| 旧 |
| 四・二 一六・八 |
| 四二七・九 |

◎岡山県告示第三百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| 県道 | | 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 供用開始年月日 |
|-------|--------|-------|-----|---|-----------|
| 福谷小才線 | 西大寺備前線 | | | 瀬戸内市邑久町福元字前九六九番一地先から瀬戸内市邑久町福元字前九七三番四地先まで | 令和五年六月十六日 |
| | | | | 瀬戸内市邑久町福谷字岡田五四九番三地先から瀬戸内市邑久町福谷字小円道四四八番二地先まで | |

〔三一二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和五年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 DCM総社東店・宮脇書店総社店

所在地 総社市井出字出張一―一三番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 DCM株式会社

住所 東京都品川区南大井六丁目二二番七号

代表者の氏名 代表取締役 石黒 靖規

名称 有限会社ヒロシゲ文庫

所在地 総社市井出一〇四九番一号

代表者の氏名 代表取締役 三宅 誠一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) 名称 DCMダイキ総社東店・宮脇書店総社店

(変更後) 名称 DCM総社東店・宮脇書店総社店

(2) 大規模小売店舗において小売業を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 DCMダイキ株式会社

住所 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号

代表者の氏名 代表取締役 小島 正之

(変更後) 名称 DCM株式会社

住所 東京都品川区南大井六丁目二二番七号

代表者の氏名 代表取締役 石黒 靖規

4 変更年月日

令和三年三月一日ほか

二 届出年月日

令和五年六月五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和五年六月十六日から同年十月十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔三一三〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和五年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

足守土地改良区

二 地区名

馬場（非補助土地改良（かんがい排水）事業）

三 縦覧に供する書類

計画変更を必要とする理由書

土地改良区定款

事業変更計画書

四 縦覧の期間

令和五年六月十六日から同年七月七日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

〔三一四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| | |
|---------------------------|-------|
| 久米郡美咲町飯岡 地内 | 測量区域 |
| 公共測量（基準点測量） | 測量の種類 |
| 令和五年五月十五日から同 年九月二十九日まで | 測量期間 |

〔三一五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| | |
|----------------------------|-------|
| 倉敷市曾原、福江及び広江地内 | 測量区域 |
| 及び路線測量 公共測量（基準点測量、現地測量） | 測量の種類 |
| 令和五年五月三十一日 | 終了年月日 |

〔三一六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年六月十六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市久代字八田部四六〇五―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市駅南一丁目三二―一プロローグ常盤一〇一号室

植田 大輔

植田 葵

三 許可年月日及び許可番号

令和五年四月十七日岡山県指令建指第二〇号

〔三一七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年六月十六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字鷺瀬一〇〇―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市酒津二二七一―三パークヴィラY A二〇一

矢部 智幸

三 許可年月日及び許可番号

令和五年三月一日岡山県指令建指第四八一号

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁地下1階)
電話 (086) 226-7538

(2) 申請書の提出期限

令和5年7月11日 (火) 正午

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課調達班 (岡山県庁地下1階)
電話 (086) 226-7540

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和5年6月16日 (金) から同年7月18日 (火) まで (岡山県の休日を定める
条例 (平成元年岡山県条例第2号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、
返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、
交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ110グラ
ムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付 (以下「郵送等」とい
う。) によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月28日 (金) 13時10分

ただし、郵送等による場合にあつては、令和5年7月27日 (木) 17時を受領期
限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課地下1階入札室
ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出
を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書
で指定する添付書類を令和5年7月18日 (火) 17時まで、4(1)の場所に提出 (郵送
等によるものを含む。) しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた
場合には、それに応じなければならない。

6 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

- (2) 岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。
 - (3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
 - (4) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
 - (5) 契約書作成の要否
要
 - (6) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (7) その他
詳細は、入札説明書による。
- 7 Summary
- (1) Name and quantity of the products to be purchased :
time-domain NMR spectrometer 1 Unit
 - (2) Delivery date :
By 28 February (Wednesday) , 2024
 - (3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form
 - (4) Time limit for tender :
1:10 P.M. 28 July (Friday) , 2023
 - (5) Contact point for the notice :
Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office
Supplies Division
2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan
TEL 086-226-7540

〔三一九〕物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格を得ようとする者の資格審査を次のとおり実施する。

令和五年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 資格審査を行う営業区分及び業種区分

1 物品の販売及び修理

- (1) 文具、事務用機器 (2) 木工、家具 (3) 薬品 (4) 印刷 (5) 燃料、油脂
(6) 機械器具 (7) 工用材料 (8) 車両、船舶 (9) その他

2 物品の買受け

- (1) 金属、木製品、紙類の古物 (2) 家具、食品、動物類の生産物

二 審査事項

1 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における売上高（消費税額及び地方消費税の額を除く。）

2 直前決算における自己資本額

3 直前決算における機械設備等の価額

4 直前決算における流動比率

5 申請時における従業員数

6 申請時までの営業年数

7 男女共同参画の推進状況

8 障害者雇用の状況

9 環境基準等の達成状況

三 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者

2 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限り。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

3 営業に関し許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

4 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者

5 4に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

6 過去三年以内において、4又は5に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請手続

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）

(1) 申請書

(2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

(3) 岡山県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限る。）

(4) 県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（県内の市町村に納税の義務がある者に限り。）。ただし、県内の営業

所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあっては当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあっては県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市長村税の納税証明書

- (5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書
- (6) 直前決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表及び損益計算書、個人にあっては損益計算書及び資産負債調）
- (7) 印鑑登録証明書
- (8) 法人にあっては役員及び支配人の名簿、個人にあっては当該個人及び支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）
- (9) 営業に關し許可、認可等を必要とする場合には、当該許可、認可等を得ていることを証する書類
- (10) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状
- (11) その他知事が必要と認める書類

2 提出期間

(1) 持参の場合

令和五年八月二十四日から同月三十一日まで（土日を除く。）とする。
なお、三十一日は不備があった場合の再提出のみを受け付けるものとする。

(2) 郵便又は信書便による送付の場合

郵便又は信書便による送付（以下「郵送等」という。）により申請書類を提出する場合は、令和五年七月十四日から同年八月二十三日までに必着とする。

3 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁西庁舎一階会議室

4 提出方法

(1) 持参の場合

2 (1)の提出期間中の午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までを除く。）の間に3の提出場所において提出すること。

(2) 郵送等の場合

八の問い合わせ先に郵送等により提出すること。

五 申請書の交付期間等

1 交付期間

令和五年六月二十一日から同年八月三十日まで（土日及び祝日を除く。）

2 交付場所

岡山県出納局用度課並びに各県民局地域政策部総務課及び地域総務課

3 交付方法

(1) 2の交付場所において交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）の間に交付する。

(2) 郵送により交付を受ける場合

返信用の封筒（角形二号（長さ三十三センチメートル×幅二十四センチメートル）の封筒に返信先宛名を明記し、二百五十円分の返信用切手を貼ったもの）を同封して、八の問い合わせ先宛てに請求すること（令和五年八月十八日までの消印のあるものに限る。）。

(3) 岡山県ホームページからダウンロードする場合

岡山県出納局用度課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/74/>）

- 六 からダウンロードすることができる。
資格審査の結果の通知
申請者に文書で通知する。
- 七 入札参加資格の有効期間
令和5年11月1日から令和8年10月31日まで
- 八 問い合わせ先
岡山市北区内山下二丁目四番六号
岡山県出納局用度課管理班
電話（〇八六）二二六―七五三八又は（〇八六）二二六―七五三七

〔三二〇〕建物等の保守管理、廃棄物の処理、警備、調査研究、企画製作、運送保管、機械設備等の保守点検、情報通信サービス等の役務の提供の契約に係る入札参加資格の審査を次のとおり実施する。

令和五年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 入札参加資格の審査を行う契約
別表の業務種目の欄に掲げる役務の提供の契約

二 審査事項

- 1 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における売上高（消費税額及び地方消費税の額を除く。）
 - 2 直前決算における自己資本額
 - 3 直前決算における流動比率
 - 4 申請時における従業員数
 - 5 申請時までの営業年数
 - 6 ISO審査登録等に関する事項
 - 7 障害者雇用に関する事項
 - 8 男女共同参画に関する事項
 - 9 事業者認定等に関する事項（情報通信サービスのみ）
 - 10 情報処理技術者数（情報通信サービスのみ）
- 三 入札参加資格の審査を受けることができない者
次に掲げる者は、入札参加資格の審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者が知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号に掲げる者
 - 2 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限り。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者
 - 3 営業に関し免許、許可、認可、資格等（以下「許認可等」という。）を受け、又は届出等を行わなければならない場合において、当該許認可等を受けていない者又は当該届出等を行っていない者
 - 4 業務の種類に応じ知事が必要と認める資格を有する者を常時勤務する者として有していない者
 - 5 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者
 - 6 5に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人
 - 7 過去三年以内において、5又は6に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者
- 四 入札参加資格の審査の申請手続
- 1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）
 - (1) 申請書
 - (2) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）
 - (3) 岡山県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限り。）
 - (4) 県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証

明書（県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあっては当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあっては県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

- (5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書
- (6) 直前決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表及び損益計算書、個人にあっては損益計算書及び資産負債調）
- (7) 印鑑登録証明書
- (8) 法人にあっては役員及び支配人の名簿、個人にあっては当該個人及び支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）
- (9) 営業に関し許認可等を受け、又は届出等を行わなければならない場合には、当該許認可等を受けていること又は当該届出等を行っていることを証する書類
- (10) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状

2 提出期間

- (1) 持参の場合
令和五年八月二十四日から同月三十一日まで（土日を除く。）とする。
なお、三十一日は不備があった場合の再提出のみを受け付けるものとする。
- (2) 郵便又は信書便による送付の場合
郵便又は信書便による送付（以下「郵送等」という。）により申請書類を提出する場合は、令和五年七月十四日から同年八月二十三日までに必着とする。

3 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁西庁舎一階会議室

4 提出方法

- (1) 持参の場合
2 (1)の提出期間中の午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までを除く。）の間に3の提出場所において提出すること。
- (2) 郵送等の場合
八3の問い合わせ先に郵送等により提出すること。

五 申請書の交付期間等

1 交付期間

令和五年六月二十一日から同年八月三十日まで（土日及び祝日を除く。）

2 交付場所

岡山県出納局用度課、総務部財産活用課、総務部デジタル推進課並びに各県民局
地域政策部総務課及び地域総務課

3 交付方法

- (1) 2の交付場所において交付を受ける場合
1の交付期間中の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）の間に交付する。
- (2) 郵送により交付を受ける場合
返信用の封筒（角形二号（長さ三十三センチメートル×幅二十四センチメートル）の封筒に返信先宛名を明記し、二百五十円分の返信用切手を貼ったもの）を同封して、八に掲げる問い合わせ先宛てに請求すること（令和五年八月十八日までの消印のあるものに限る。）。

- (3) 岡山県ホームページからダウンロードする場合
岡山県出納局用度課ホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/74/>)
総務部財産活用課ホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/10/>) 又は
総務部デジタル推進課ホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>) からダウンロードすることができぬ。
- 六 入札参加資格の審査の結果の通知
申請者に文書で通知する。
- 七 入札参加資格の有効期間
令和五年十一月一日から令和八年十月三十一日まで
- 八 問い合わせ先
 - 1 別表の業務種目の欄に掲げる役務のうち大分類1建物等の保守管理、大分類2廃棄物の処理及び大分類3警備に係る業務
岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課庁舎管理班(直通電話(〇八六)二二六―七二三四)
 - 2 別表の業務種目の欄に掲げる役務のうち大分類8情報通信サービスに係る業務
岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部デジタル推進課地域情報化班(直通電話(〇八六)二二六―七二六四)
 - 3 別表の業務種目の欄に掲げる役務のうち1及び2に掲げるもの以外のものに係る業務
岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課管理班(直通電話(〇八六)二二六―七五三七)

令和5年6月16日 岡山県公報 第12506号

別表

業務種目

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|----|------|--------------|--------------|--------|------|------|-----|---------|-------------|---------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----|----------|-----------|-----------------|--------|--------|-----------|---------------|----------|-------------|---------|-----------|----------------|-------------|--------|-----------|--------------|----------|------------|----------|-------|----|-----|----|-----|
| 4 | | 3 | | | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 番号 | 大分類 | 種目 | 業務種目 | | | | | | | | | | | | | | |
| 調査研究（情報通信サービスを除く。） | | 警備 | | | 廃棄物の処理 | | | | | | | | | | | | | | | | | 建築物等の保守管理 | 番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 3 | 2 | 1 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 21 | 20 | 19 | 18 | 17 | 16 | 15 | 14 | 13 | 12 | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 番号 | 小分類 | 種目 | 担当課 |
| その他 | 検査 | 環境測定 | 調査研究（自然科学分野） | 調査研究（社会経済分野） | その他 | 機械警備 | 施設警備 | その他 | 廃棄物再生事業 | 特別管理廃棄物（処分） | 特別管理廃棄物（収集運搬） | 産業廃棄物（処分） | 産業廃棄物（収集運搬） | 一般廃棄物（処分） | 一般廃棄物（収集運搬） | その他 | 施設の管理・運営 | 建築物等の定期点検 | 庭木芝生管理（剪定・殺虫消毒） | 昇降機等保守 | 消防設備保守 | 危険物施設保守 | ボイラーの運転・清掃・保守 | 冷暖房設備等保守 | 給排水・換気設備等保守 | 電気設備等保守 | 中央監視設備等保守 | 電気・機械設備等の運転・監視 | 建築物ねずみ昆虫等防除 | 排水槽の清掃 | 浄化槽の保守・清掃 | 建築物飲料水貯水槽等清掃 | 無線通信設備保守 | 放送・時計設備等保守 | 有線通信設備保守 | 建築物清掃 | | | | |
| | | | | 出納局用度課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 総務部財産活用課 | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|------|----------|--------|------|-------|------|----------|------|------|----------|-----------------------------|--------|--------------|-------------------------|-------|-----------|------------|---------|-----|--------------------------|----|-------|------|------|-----|----|-------|------|------|------|--------|----------|-------|--------|-------|----|----|----|-----|--------------------|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|----|-----|----|------|
| 9 | | | | | | | | | | 8 | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | 6 | | | | | | | | | | 5 | | | | | | | | | | 番号 | 大分類 | 種目 | 業務種目 |
| その他（情報通信サービスを除く。） | | | | | | | | | | 情報通信サービス | | | | | | | | | | 機械設備等の保守点検（情報通信サービスを除く。） | | | | | | | | | | 運送保管 | | | | | | | | | | 企画製作（情報通信サービスを除く。） | | | | | | | | | | 番号 | | | |
| 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 番号 | 小分類 | 種目 | 担当課 | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 森林管理 | 公園・河川の管理 | クリーニング | 損害保険 | 筆耕・翻訳 | 研修業務 | 人材派遣サービス | 給食業務 | 健康診断 | その他 | 情報通信サービスに係る調査（通信に関するものに限る。） | 通信サービス | 情報セキュリティサービス | ASP（アプリケーションサービスプロバイダー） | データ処理 | システム等管理運営 | システム等開発・改良 | コンテンツ作成 | その他 | 設備（建物等の保守管理以外） | 機械 | その他機器 | 分析機器 | 計測機器 | その他 | 保管 | 梱包・発送 | 貨物運送 | 旅客運送 | その他 | デザイン企画 | イベント企画運営 | 広告・広報 | 映画・ビデオ | 写真・製図 | 看板 | 物品 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 出納局用度課 | | | | | | | | | | 総務部デジタル推進課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 出納局用度課 | | | | | | | | | | | | | |

◎岡山県倉敷警察署長公告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和五年六月十六日

岡山県倉敷警察署長 池田辰夫

1 調達内容

- 1 調達内容
 - (1) 調達件名
倉敷警察署庁舎清掃業務委託
 - (2) 調達業務の特質等
入札説明書及び倉敷警察署庁舎清掃業務委託仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
 - (3) 契約期間
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで
 - (4) 履行場所
入札説明書による。
 - (5) 入札方法
入札金額は、1年分の委託料（調達業務を3年間受託するものとして算定した委託料総額の3分の1に相当する金額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格
次の要件のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 令和5年度に県が発注する役務の提供の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和5年岡山県告示第41号（役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
 - (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
 - (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (6) 平成30年度以降、官公庁、民間企業等において清掃業務に関する契約を1年間に上の期間にわたり履行した実績を有する者であること。

(7) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下同じ。）及び作業員が暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であること。

イ 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ウ 役員等及び作業員が自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用してしていること。

エ 役員等及び作業員が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

オ 役員等及び作業員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

カ 役員等及び作業員が暴力団員等であることを知りながら、これを不当に利用する等していること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700—8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部財産活用課庁舎管理班

電話 (086) 226—7234

(2) 申請書の提出期限

令和5年7月14日(金) 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒710—0047 倉敷市大島451番地1

岡山県倉敷警察署会計課

電話 (086) 426—0110 内線230

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和5年6月16日(金) から同年7月26日(水) まで（岡山県の休日を定める

条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、厚さ30ミリメートル以内、重さ140グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

令和5年8月2日(水) 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

令和5年8月3日(木) 午前10時00分

倉敷市大島451番地 1

岡山県倉敷警察署 5階会議室

5 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。
 - (3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
 - (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、令和5年7月26日(水)午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。
また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
 - (5) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
 - (6) 契約書作成の要否
要
 - (7) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (8) その他
詳細は、入札説明書による。
- 6 Summary
- (1) Name and quantity of the service to be procured :
Office building cleaning services of Okayama Prefectural Kurashiki Police Station
 - (2) Contract period :
From 1 October, 2023 through 30 September, 2026
 - (3) Fulfillment place :
Specified in the bid explanation form
 - (4) Time limit for tender :
4:00 P.M. 2 August, 2023
 - (5) Contact point for the notice :
Finance Section, Okayama Prefectural Kurashiki Police Station
451-1, Ojima, Kurashiki-shi, Okayama-ken, 710-0047, Japan
Telephone : 086-426-0110, Ext.230

| | |
|-----------|---|
| 終わりから三 | 行 |
| 日々野 耕三 | 誤 |
| 日比野 耕三 | 正 |

〔一〇〕令和五年六月六日付け公布岡山県告示第三百十号（優良図書の推奨）に誤りがあつた。